

小、中、県立各学校事務職員

号 給	3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
1	24,300		19,200		16,100	1	12,000	1
2	26,300		20,700		17,100	1	12,400	20
3	28,300		22,300		18,100	2	12,800	24
4	30,300		24,000		19,200	8	13,200	15
5	32,200		25,800		20,700	18	13,600	13
6	34,100		27,600		22,200	25	14,300	10
7	36,000	1	29,400	3	23,700	41	15,200	10
8	37,800		31,100	55	25,300	22	16,100	1
9	39,400	12	32,800	52	26,900	52	17,000	10
10	40,800	39	34,200	29	28,400	39	17,900	3
11	42,100	29	35,600	35	29,500	4	18,800	7
12	43,300	12	36,800	22	30,600	2	19,800	5
13	44,200	2	37,700	5	31,700		20,900	6
14	45,000	6	38,400		32,400		21,900	2
15	45,700	2	39,100		33,100		22,500	1
16	46,400	2	39,800				23,100	
17	47,100						23,600	
18								
計		105		201		215		128

諸手当等支給制度

給与の種類	支 給 条 件		支 給 日	備 考
	支 給 対 象 者	支給率または支給額		
給料の調整額	特殊学校の教員(特殊免許状の有無に係りなし)	給料月額×8%	給料の支給日	
手 当	1 暫定手当	給与条例適用職員 定額表に定める額に次の区分による割合を乗じた額 { 37.10.1~38.9.30...½% 38.10.1~39.9.30...¾% 39.10.1~40.9.30...¾% }	同 上	
	2 給料の特別調整額(管理職手当)	教育次長 → 給料月額×15% 課長, 室長, 出張所長 } 教育調査研究所長, 図書館長 } → 同 上×12% 校長 → 同 上×8% 教頭, 定時制・通信制主事... → 同 上×7%	同 上	
	3 初任給調整手当	大学または大学院修士課程修了後4年以内, 博士課程修了後3年以内に採用された者 (1) 第1種手当 → { 1年目 月2,500円 高等学校で工業又は工業実習の免許状を有して工業の教科を担当する教諭 } { 2年目 月1,700円 3年目 月 900円 } (2) 第2種手当 → { 1年目 月1,000円 第1種手当該当以外の小, 中, 県立各学校の一般教科を担当する教諭 } { 2年目 月 500円 } (注) 行政職, 事務職, 医療職(一)および医療職(二)の給料表適用者についても教員に準じて支給される	同 上	
	4 扶養手当	他に生計の途が無く, 主として職員の扶養を受けているもので次に掲げる者		同 上